

福岡県医発第 1105 号 (総)
平成 16 年 9 月 17 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 20 回全理事会 (H16. 9. 16) にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より
今回は大刀洗町が該当地区となっています。ご協力よろしくお願い致します。

担当理事 永田正和

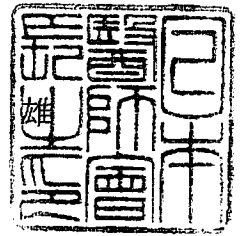


平成 16 年 9 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治



毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について (依頼)

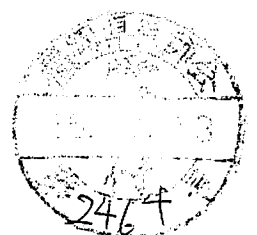
厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(指定統計第 7 号)を実施しております。

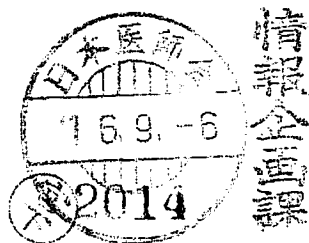
この度、「第二種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましても引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票 (第二種事業所調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 第二種事業所調査の調査地域一覧 (6 組)

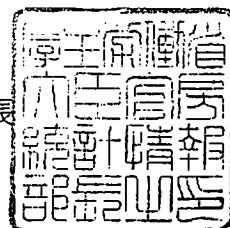




統 発 第 0901009 号
平成 1 6 年 9 月 1 日

日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（指定統計第 7 号）の実施につきましては、従来から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、事業所規模により調査対象事業所を分け、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所を第一種事業所とし、常用労働者を常時 5 ～ 29 人雇用する事業所を第二種事業所として指定しています。このうち、第二種事業所は、年 2 回、1 月と 7 月にそれぞれ約 3 分の 1 の事業所について指定替えを行っています。指定された第二種事業所には、原則として 18 か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、前月の実績について調査を行わせていただいています。

調査に先立ちましては、準備のため、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成 16 年 9 ～ 10 月にかけてお伺いいたします。調査対象として指定する第二種事業所は、その中から無作為に選定します。

貴会会員事業所が指定された場合には、平成 17 年 1 月分（統計調査員が訪問するのは平成 17 年 2 月初旬）から調査を行わせていただくことになります。

つきましては、調査の趣旨を御理解の上、貴会会員事業所への周知・協力方格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」、「まいきん」及び「毎勤オンラインシステムのお知らせ」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業
- ロ 建設業
- ハ 製造業
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ホ 情報通信業
- ヘ 運輸業
- ト 卸売・小売業
- チ 金融・保険業
- リ 不動産業
- ヌ 飲食店、宿泊業
- ル 医療、福祉
- ヲ 教育、学習支援業
- ワ 複合サービス事業
- カ サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

- イ 全国調査及び地方調査
常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。
- ロ 特別調査
調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。

- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする指定統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を

控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

- イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。
- ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

- ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成14年10月1日から実施し、旧要綱は、平成14年9月30日をもって廃止する。

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

4 企業的全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○
で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業
所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

- (1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の
最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日
までの1カ月間です。)

月 日から 月 日まで

指定統計第7号

毎月勤労統計調査全国調査票

(第二種事業所用)

平成 年 月 分

厚生労働省

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号 大 中 小	抽出率番号	※事業所所属 最原番号	※企業 規模番号

※印刷欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者
及び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)		(1) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでしたか。 (労働協約、就業規則等に 定められている給与 です。)					(2) うち、超過 労働給与の総額 はいくらでしたか。 (残業手当、 深夜手当等です。)		(3) 特別に支払われた給 与の総額はいくらでしたか。 (賞、賞等の給与、 3カ月を超える期間で算 定される給与、ベースアッ プの差額追加分及び支給 事由の発生が不確実な給 与です。)		(4) 左の特別に支払われ た給与の名称及び名目別 金額を記入してください。	
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等によ る増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でしたか。	(5) うち、 パートタイ ム労働者は 何人でしたか。	6 出勤日数 実際に出勤した 日の合計は延べ 何日でしたか。 (有給休暇は含 めないでください。 出勤した日は1 日に数えてくだ さい。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) きまわって支 給する給与の総 額はいくらか。 (労働協約、就 業規則等に定め られている給与 です。)	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
男																				
女																				
計																				
うち、 パート タイム 労働者																				

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況
調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄に
その概略を記入してください。

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------------------|
| 1 | 定昇を実施した。 | 4 | 休日・休業日の事業活動を行った。 |
| 2 | ベースアップを実施した。 | 5 | 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 3 | 残業短縮、一時休業を実施した。 | 6 | 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。 |

10 備考
[本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、
その理由を記入してください。]

事業所の 面接者氏名	事業所の 調査票 作成年月日
	年 月 日

統計 調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

事業所の皆様へ



毎月勤労統計調査について

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の変化を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」ができると、国の重要な調査として、国勢調査などとともに、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されている「指定統計」とされました。

調査の対象は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者を5人以上雇用されている事業所は毎月、1～4人の事業所には年に1度ご協力いただいています。

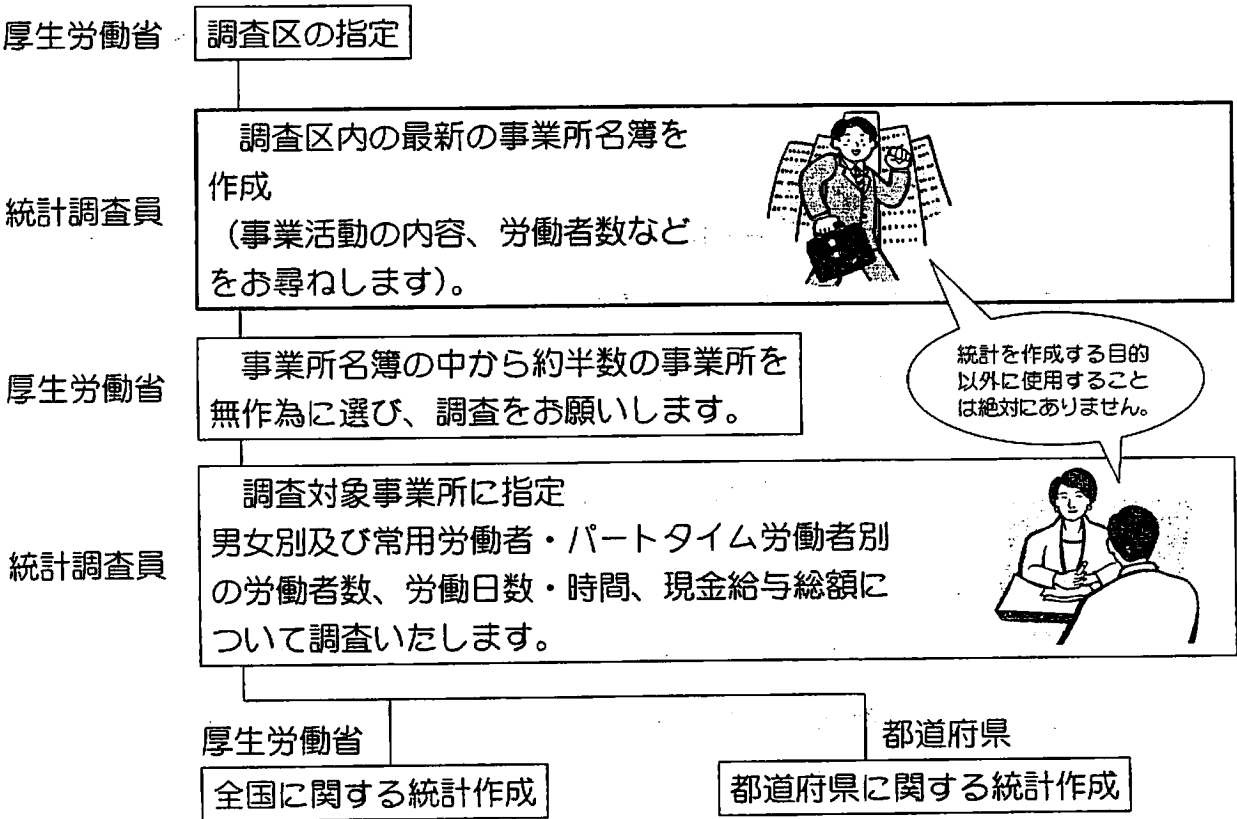
調査の結果は、新聞やテレビなどでも紹介されています。この他に、政府も労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改定するための、法定資料としています。

さらに、IMF、ILO、OECDなど海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果から取り出したものなのです。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。また、統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことからについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。是非、皆様のご協力をお願い申し上げます。

調 査 の 流 れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡下さい。

厚生労働省大臣官房統計情報部（雇用統計課）
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 7605～7607、7609、7610

平成16年 9 月

事業所のみなさまへ

論より数字 勤より統計

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいきんさんろうとうけいちようさ

厚生労働省が都道府県をとおして行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と、勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べる調査です。

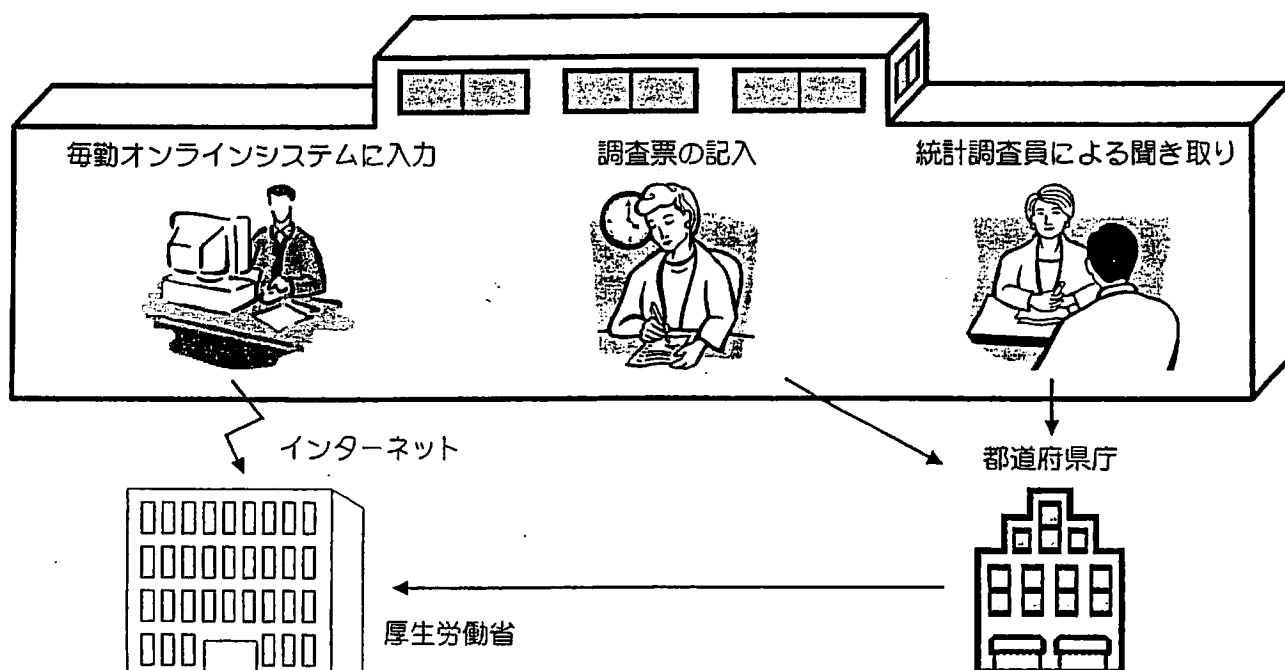
その前身も含めると大正12年から始まり、80年を経た歴史ある調査です。昭和22年からは、国の基本的かつ重要な統計として、指定統計に指定されています。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国約190万事業所からランダムに選んだ約4万4千事業所を対象に、毎月調べています。なお、1～4人事業所についても、年1回、7月分について特別調査を実施しています。

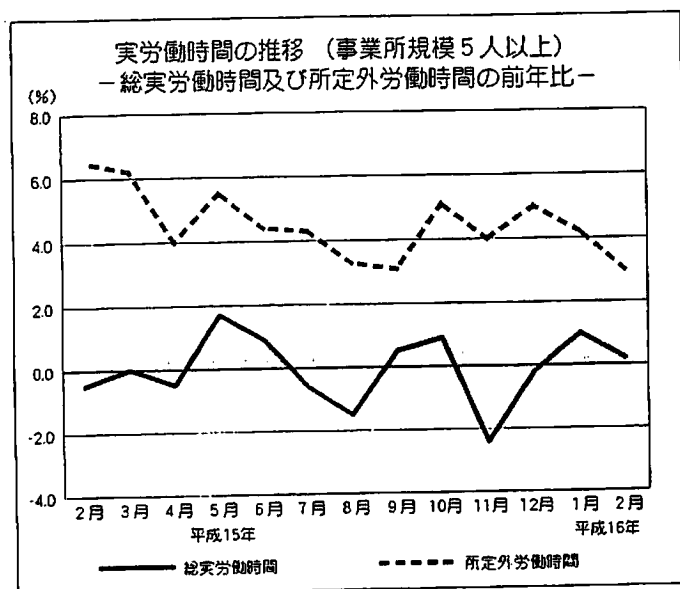
調査票の集め方

提出方法には、3通りあります。



☆ 毎勤オンラインシステムでは、インターネット (<https://www.mls.go.jp>) を利用して事業所から直接厚生労働省へ調査票データを送信できます。是非、ご利用ください。

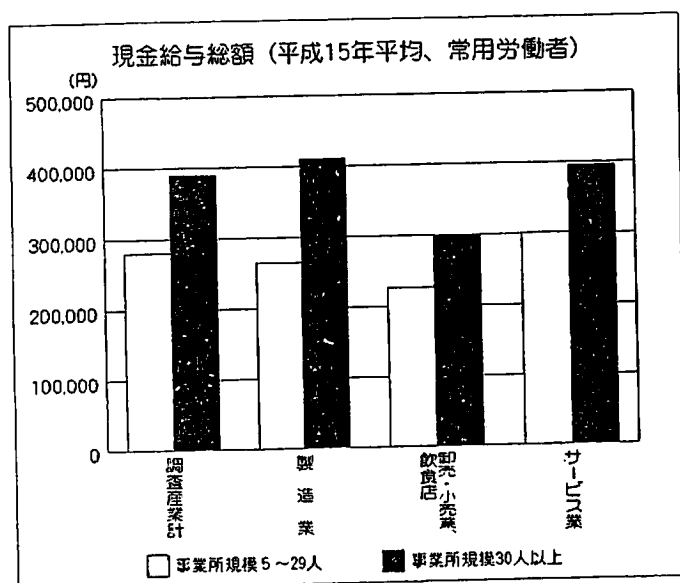
まいきんで分かること



最新の情報が分かります

賃金、労働時間、雇用は絶えず変化しています。

まいきんは、月々の変化を迅速にとらえ、翌月末には公表されます。公表された結果は、広く国民に提供されます。



いろいろな情報が分かります

まいきんは、全国及び各都道府県別に次の情報が分かります。

- ・産業別
- ・事業所の規模別
- ・一般労働者、パートタイム労働者別
- ・性別

それぞれの対前年増減率などの変化率も毎月公表しています。

まいきんはいろいろ役立つ情報源

- ★ 政府の「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（平成11年7月決定）の労働時間「年間1,800時間」達成・定着目標などの各種政策の指針
- ★ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなど景気判断資料
- ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定で使用
- ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ★ 政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）、公共料金改定の資料
- ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料

新聞にも登場！

月労働時間3年ぶり増

03年勤労統計 景気回復基調受け

厚生労働省が二日発表した毎月勤労統計調査の二〇〇三年まとめ（速報、従業員五人以上の事業所対象）によると、一人当たり総実労働時間の月間平均は、前年比0・1％増の一五二・三時間と三年ぶりに増加した。特に景気に左右されやすい製造業の所定外労働時間は、10・2％の大幅な伸び。景気の回復基調を受けて雇用環境が改善し始めたことがうかがえた。

総実労働時間のうち残業などの所定外労働時間の平均は、全体で4・7％増の一〇・〇時間。製造業は一四・九時間で二年連続の増加。ただ所定内労働時間は、パート労働者の比率の高まりなどを背景に0・2％減の一四二・三時間だった。

賃金は、すべての給与を含めた現金給与総額が、月間平均で0・4％減の三十四万八千八百二十円と、三年連続で減少したが、減少率は前年より縮小した。また残業が増えた結果、所定外給与は4・0％増と三年ぶりに増えた。

雇用は、常用雇用が0・5％減と五年連続で減少。一般労働者が1・3％減と六年連続で減少した一方、パートは2・1％増で、正社員をパートに置き換える動きが続いていることを示した。

同時に発表された〇三年十一月の統計では、所定外労働時間が前年同月比4・0％増と十八カ月連続の増加となり、製造業の所定外労働時間は7・9％増と二十九月連続の増加。現金給与総額は

1・6％減の六十二万二百二十九円だった。

平成16年2月2日(月) 東京新聞

1人当たり給与
2カ月連続で減
1月勤労統計
厚生労働省が一日発表した1月の毎月勤労統計調査（速報値、従業員五人以上の事業所対象）によると、1人当たりの現金給与総額は前年同月比0・8％減の29万1574円となり、2カ月連続で減少した。所定内給与、所定外給与ともプラスだったが、賞与などを示す「特別に支払われた給与」が23・5％減と大幅に減ったのが響いた。

平成16年3月1日(月) 毎日新聞

1月現金給与 2カ月連続減

前年比マイナス0.8%

厚生労働省が一日発表した1月の毎月勤労統計調査（速報）によると、従業員五人以上の企業の月間平均の現金給与総額は二十九万二千五百七十四円と前年同月比0・8％減り二カ月連続で減少した。景気の持ち直しで

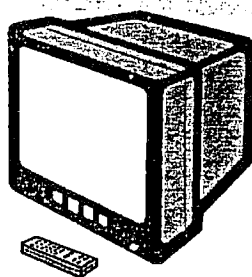
所定外労働時間（残業）は十九カ月連続で伸びたが、パートの増加で基本給に当たる所定内給与の伸びは抑えられた。賞与など特別に支給される給与が二割減り全体の現金給与が減少した。

現金給与総額は税金や社会保険料などを差し引く前の給与や各種手当、賞与等の合計。所定外労働時間は四・二％増え所定外給与は四・五％増と十八カ月連続で増えた。一方、パート社員は二・二％増え、基本給全体の伸びが抑えられた。所定内給与は四カ月ぶりに増えたが〇・三％増にとどまった。

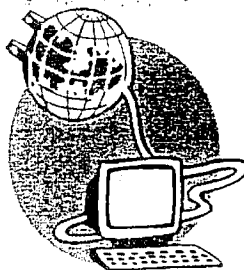
平成16年3月1日(月) 日本経済新聞

その他メディアにも登場！

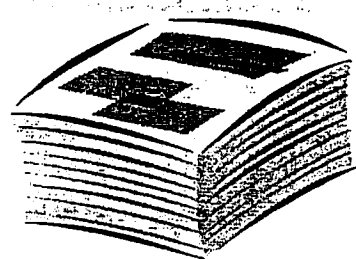
NHKニュース



共同通信、時事通信等



朝日新聞、読売新聞、産業経済新聞等





調査の内容が、他に知られたりするようなことは無いのでしょうか？

A この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



指定統計とは？

A 国の政策決定に必要で、また国民全体が共有するのにふさわしい統計として、統計法に基づき指定された統計のことです。

対象となった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、生産動態統計調査、事業所・企業統計調査なども、指定統計です。

調査の重要性をご理解いただき、ご協力
くださいますようお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

厚生労働省大臣官房 統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線7605～7607, 7609, 7610）

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「最近公表の統計資料」にも掲載されています。（<http://www.mhlw.go.jp>）

平成16年7月

毎勤オンラインシステムのお知らせ 調査票をインターネットで提出できます！

毎勤ホームページ<https://www.mls.go.jp>

毎勤オンラインシステムとは…

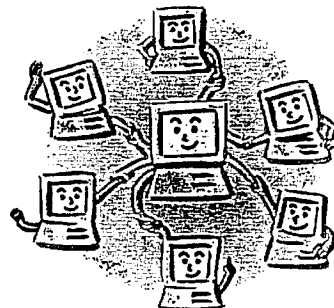
紙で提出していただいている調査票を、インターネット回線を利用することにより提出できるシステムのことです。

※毎勤(まいきん)とは、毎月勤労統計調査の略称です。



メリットは…

- 紙の調査票への転記や送付作業がなくなります！
- 前回提出いただいた調査内容が反映されるため、記入負担が軽減されます！
- システムにある簡易チェック機能により誤記入を防ぎます！
- ほかの事業所(支店や工場)の分と一緒に提出できます！



毎勤オンラインシステムについてのお問い合わせ

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房 統計情報部 雇用統計課 (毎勤第二係)

電話 03-5253-1111 (内線7620/7619)

調査票入力画面へ

[illegible]

1. 1954年10月1日現在の人口

1954年10月1日現在、日本の人口は、約1億2,000万人と推定される。これは、戦後の人口増加の勢いが、戦前の水準を上回っていることを示している。

2. 人口増加の要因

人口増加の要因は、出生率の上昇と死亡率の低下にある。戦後の医療技術の進歩により、死亡率は大幅に低下した。一方、戦後の生活水準の向上により、出生率も上昇した。

3. 人口増加の影響

人口増加は、労働力の増加、消費市場の拡大、社会インフラの整備など、様々な影響をもたらしている。一方で、資源の逼迫や環境問題などの課題も生じている。

4. 人口増加の課題

人口増加に伴って、食料、水、エネルギーなどの資源の確保が課題となっている。また、都市部の過密化や地方の人口減少も問題となっている。

5. 人口増加の未来展望

未来の人口増加は、出生率の低下と死亡率のさらなる低下によって、ペースが緩やかになると予想されている。しかし、高齢化の進展は続く見込みである。

6. 人口増加への対応策

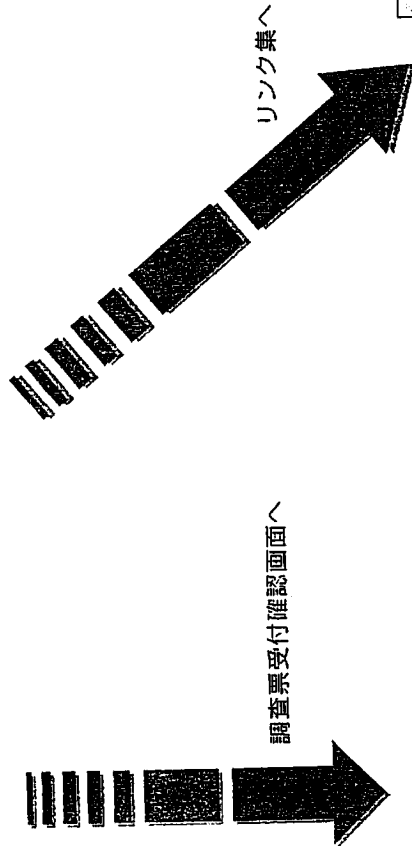
人口増加への対応策として、持続可能な開発の推進、労働力の質的向上、社会福祉の充実などが挙げられる。

画面上で、簡単入力

[illegible]

紙の調査票への転記、送付作業が不要！
ほかの事業所の調査票も一括登録！
送信の際、簡易チェック機能で、誤記入防止！

調査票 下一タ送信



利用前に登録を！

添付されている「利用希望届」にご記入の上、厚生労働省（表紙の宛先）まで送付ください。

おつて、関係書類を送付し、同時にユザーガイドとパスワードを発行します。

毎月10日までの到着分をとりまとめ、翌月初日からのご利用が可能です。

Ex. 4月11日～5月10日 利用希望届が厚生労働省到着
5月末 ユーザーID等を発行・送付
6月1日～ 毎勤オンラインシステム利用開始

直近3ヶ月分の登録状態を表示

[illegible]

1. 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、何年のものでしょうか。)

一 服装合・一附製り服(常送送装束)

2. 調査期間はいつからいつまででしたが、その期間です。
(その期間は調査開始の日分から、その月の最終日までの1ヶ月間です。)

一 7月21日～7月30日まで

3. 調査期間中に平等活動を行った日は何日でしたか。
[3日]

4. 企業全体の全常用労働者数は何人ですか。
(従業員(同一企業)に属する事業のすべてに適用される常用労働者数です。)

一 [27300人～999人]

5. 常用労働者数

(1) 月間平均数	(2) 11月	(3) 12月	(4) 1月
何人でしたか。	何人でしたか。	何人でしたか。	何人でしたか。

(注) 11月、12月、1月の日数は、何人でしたか。

11月 25日、12月 26日、1月 27日

[illegible]

毎月勤労統計調査オンラインシステム
利用希望届

厚生勞勩大臣殿

平成 年 月 日

但日本海運士は、本規則第17条の5第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

[illegible]

*事業所一連番号及び事業所名、所在地は調査対象事業所に該当する事業所のものを記入下さい。

調査対象事業所名	
所在地	〒

以下は、データ入力を行う事業所 についてご記入ください。

事業所名 (上記と同じならば不要)	
所在地 (上記と同じならば不要)	〒
フリガナ	
担当者名	
担当部署名	
電話番号	
FAX番号	
e-mailアドレス	
OS	
ブラウザソフト	

以下は、データ入力を行う事業所 についてご記入ください。

[illegible]

* 貴事業所で一括して報告される事業所分がありましたら、下欄に記入してください。

毎月勤労統計調査オンラインシステム
利用希望届

殿
厚生勞勳大臣

平成××年××月××日

— 103 — 社会科学研究 第17巻の5第1頁の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

都道府県番号	事業所一連番号									
○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○

* 事業所一連番号及び事業所名、所在地は調査対象事業所に該当する事業所のものを記入下さい。

調査対象事業所名	○×株式会社 本社	
所在地	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	

以下は、データ入力を行う事業所について記入ください。

事業所名 (上記と同じならば不要)	同上
所在地 (上記と同じならば不要)	〒同上
フリガナ	マイキン ハナコ
担当者名	毎勤 花子
担当部署名	総務課
電話番号	03-5253-1111
FAX番号	03-3502-5396
e-mailアドレス	info@mls.go.jp
OS	windows NT
ブラウザソフト	Internet Explorer 5.5 SP2

主一タ入力を行つ事業所 についてご記入ください。

[illegible]

* 貴事業所で一括して報告される事業所分がありましたら、下欄に記入してください。

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

福岡県	101	北九州市	門司区
福岡県	103	北九州市	若松区
福岡県	106	北九州市	小倉北区
福岡県	109	北九州市	八幡西区
福岡県	131	福岡市	東区
福岡県	132	福岡市	博多区
福岡県	133	福岡市	中央区
福岡県	202	大牟田市	
福岡県	211	筑後郡	
福岡県	341	糟屋郡	宇美町
福岡県	343	糟屋郡	志免町
福岡県	428	嘉穂郡	瀬田町
福岡県	503	三井郡	大刀洗町